

総社市告示第103号

総社市障がい者就労移行支援金支給要綱（平成26年総社市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成29年8月3日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（支給要件） 第3条 支援金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する者のうち、福祉的就労から一般就労へ移行した者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「支援対象者」という。）に支給する。 （1）～（4）略 （5）<u>市税等を滞納していないこと。</u></p>	<p>（支給要件） 第3条 支援金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する者のうち、福祉的就労から一般就労へ移行した者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「支援対象者」という。）に支給する。 （1）～（4）略 （5）<u>世帯に市税等を滞納している者がいないこと。</u></p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。